

【資料 2】

業務委託仕様書

1 業務委託の名称

関係人口による「あきたの物語」拡大事業業務委託

2 業務の目的

県外在住者の企画力や実行力を効果的に生かした地域の課題解決や活性化を促進するため、市町村や地域団体との連携により地域と関係人口が関わる様々なコンテンツを「あきたの物語」として見える化し、都市圏在住者をターゲットとした関係人口の拡大を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

業務内容は、次の（１）～（５）のとおりとする。

（１）「あきたの物語」の発掘・発信

受託者は、関係人口による地域活性化の認知度向上と都市圏に向けた情報発信の強化を図るため、課題を抱えている地域行事、地域活動、農林漁業活動をはじめとした、地域に根ざした魅力的なコンテンツ（以下「あきたの物語」という。）を県の指示のもと発信し、その活動を周知する。

なお、「あきたの物語」とは、その地域に根ざした活動を行う個人や団体と地域外の参加者が一定の関係性を持つことができるコンテンツをいう。

① SNS 広告を用いた「あきたの物語」の発信

受託者は、あらかじめ県が作成したフェイスブックの投稿を、県の指定した条件で SNS 広告すること。

② 県の「あきたの物語」取材への助言・協力

受託者は、県がこの委託業務と並行して別途独自に行う「あきたの物語」の取材について、取材先を提案するなどの協力をする。

③ 留意事項

ア 「あきたの物語」とは、地域住民と関係人口が共に活動するプログラムで、地域活性化等につながる仲間づくりのきっかけとするものであり、「地域と関係人口の相互理解（SNS の活用を含む）」から「地域と関係人口が連携した地域活動」まで幅広く想定している。

イ 「あきたの物語」は、「あきた関係人口ウェブサイト「あきコネ」」（以下、「あきコネ」という。）のコーナーとして主に県が公開する。

（２）モデル地域と関係人口との交流会の開催支援

受託者は、地域と関係人口の関係構築を促進するため、モデル地域において、関係人口と受入団体によるオンラインや現地での交流会の開催を次のとおり支援すること。

① 広告動画の作成及び SNS 広告による関係人口の募集

受託者は、交流会に参加する関係人口を募集するため、受入団体について取材し、関係人口募集記事を県に納品し、グーグルフォーム等を用いて参加者を受け付け、SNS

等で広告すること。

②オンライン交流会の開催支援

ア ①でマッチングした関係人口と受入団体とのオンラインによる交流会を開催するため、受託者は関係人口と受入団体との関係構築が進むよう、実施状況を把握しながら、必要に応じて受入団体をサポートすること。

イ 支援内容

(ア) 受託者は、オンライン交流会の設定をすること。

(イ) 受託者は、オンライン交流会へ参加し、必要に応じて受入団体の進行をサポートすること。

ウ 留意事項

受入団体が開催する交流会は、令和7年6月から令和8年2月までに1団体当たり最多で3回の開催を予定している。実施回数については、県と受入団体とで相談のうえ決定する。

③現地交流の開催

受入団体が関係人口とモデル地域で行う現地交流は、受入団体毎に1回以上、1回当たり1～2日程度開催するものであるが、受託者は、その開催に際し次のとおり支援すること。

ア 受託者は、参加する関係人口について、②の参加者を含めSNS広告等で募集すること

イ 受託者は、関係人口と受入団体との関係構築が進むよう、企画のアイデア出しや現地交流のアテンド等について、必要に応じて受入団体をサポートすること。

なお、交流内容の企画、地域住民や関係人口、宿泊施設等との連絡調整、当日のアテンド等は、受入団体が行うものである。

ウ 受託者は、受入団体に対し、1団体当たり88,000円（税込み）の謝礼を支給すること。

エ 関係人口に対し、現地交流に係る交通費、宿泊費、飲食費等は支給しないこと。

なお、受入団体等が別途関係人口にこれらの費用を助成することは差し支えない。

④活動紹介記事の作成

「あきコネ」に記事掲載し、さらなる関係人口の拡大を図るため、受託者は③の事業実施後速やかに、活動状況等の記事の原稿や画像・動画を県に提出すること。

⑤モデル地域

県は、次の市町村を本事業のモデル地域とし、地域当たり1受入団体、計2団体を紹介する。

ア 上小阿仁村

イ 井川町

(3) アキタコアベースを活用した交流会の開催

受託者は、首都圏等の関係人口拡大を図るため、予め県が指定した受入団体と関係人口がアキタコアベースで交流するイベントを3回（3団体で各1回）開催すること。

①SNS広告等による関係人口の募集

受託者はアキタコアベースで受入団体と関係人口が交流するイベントの参加者について、募集記事を作成し、県からの指示があった場合にはSNS広告で募集すること。
なお、予算及び広告方法は別途県が指定する。

②オンライン交流会開催の支援

ア 必要に応じて、①で募集した関係人口と受入団体とのオンライン交流会を開催

する。受託者はオンライン交流会の設定をすること。

イ オンライン交流会を実施する場合は、原則として③に記載するアキタコアベースでの交流会開催前に実施すること。

③アキタコアベースでの交流会開催

令和7年6月から令和8年2月までの間に関係人口と受入団体がオフライン交流するイベントを3回（3団体で各1回）アキタコアベースで開催し、県が予め定めた3つの地域団体の代表者それぞれ1名に移動・宿泊費として最高で89,716円（税込み）、謝金として定額11,000円（税込み）を支払うこと。また、定員は10名とし、交流のテーマについては、交流会に参加した関係人口が現地を訪れたくなるような企画を行うこと。

（４）共通業務等

①SNS広告等かかる予算について

（１）①、（２）①・③、（３）①の広告予算については、合計で1,140,700円（税込）とする。

②実施内容等の協議

（２）の日時、場所、関係人口募集の方法、実施内容等については、受入団体と十分に調整し、開催の都度、県と協議の上で決定すること。

③アンケートの実施

ア （２）について、アンケートを作成し、集計・分析することとし、その内容はあらかじめ県と協議の上で決定すること。

イ アンケートは、活動実施後速やかに行うこと。

（５）成果品

①この事業の成果品として、事業報告書1部及び関係データを提出すること。

②事業報告書には、（１）～（３）の実施状況やアンケート結果等のほか、実施後明らかになった課題を記載すること。

③事業報告書の関係データはクラウド等を通じて提出すること。

④（２）で実施したオンラインイベントについては、Z o o m等のW e b会議ツールで録画した動画データを記録して提出すること。

5 契約に関する条件等

（１）再委託等について

① 受託者は、この業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

② 受託者は、この業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面で提出し、県の承認を得ること。

③ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

（２）業務の履行に関する措置

① 県は、業務（再委託した場合を含む。（以下同じ））の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

② 受託者は、アの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果

を要求のあった日から１０日以内に県に書面で提出するものとする。

(３) 権利の帰属等

成果品の著作権は、県に帰属するものとし、県は自由に二次使用（印刷物の制作、WEBサイトへの掲載等）できるものとする。

(４) 機密の保持

受託者は、この業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(５) 関係法令の遵守

受託者は、この業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(６) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めるものとする。